㊞写

八監第２６０号
令和８年１０月２７日

八千代市監査委員　江　頭　博　彦

八千代市監査委員　霞　　晴　久

八千代市監査委員　立　川　清　英

監査結果公表

地方自治法第１９９条第７項の規定による公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金に係る財政援助団体監査を行ったので，次のとおり公表します。

第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による八千代市（以下「市」という。）が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行に対する監査

２　監査の対象

⑴　公益社団法人八千代市シルバー人材センター運営費補助金

ア　対象団体　公益社団法人八千代市シルバー人材センター

イ　所管部局　健康福祉部長寿支援課

３　監査の範囲

令和７年度における出納その他の事務の執行状況

４　監査の着眼点

補助金交付に係る出納その他の事務が，関係法令等にのっとり，適正かつ正確に行われているかを主眼に，想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

５　監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

６　監査の期間

令和８年７月２７日から同年１０月２３日

第２　監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果，おおむね適正で財政援助の目的に沿って支出されていると認められた。